

国民健康保険料の応益割 (均等割) に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

【要旨】

1 概要

会社の健康保険など、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被扶養者が国民健康保険の被保険者 (以下「旧被扶養者」という。) となった場合、当該旧被扶養者の国民健康保険料 (以下「保険料」という。) については、軽減措置を実施している。

この度、厚生労働省の通知により、旧被扶養者の減免期間について見直すこととなったので報告する。

2 対象者

次の (1) 及び (2) のいずれにも該当する者

(1) 国民健康保険の資格を取得した日において、満 65 歳以上であること。

(2) 国民健康保険の資格を取得した日の前日において、被用者保険の被扶養者であったこと。

3 見直し内容

種別 区分	応益割 (均等割)		応能割 (所得割)	
	減免割合	減免の期間	減免割合	減免の期間
現 行	5割	資格取得日の属する月以後満 75 歳到達の前月まで	全額	資格取得日の属する月以後満 75 歳到達の前月まで
見直し後	(変更なし)	資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月まで	(変更なし)	(変更なし)

4 適用時期等

平成 31 年 4 月 1 日 (平成 31 年度以降の年度分の保険料から適用)